

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 8 月 20 日経企第 1261 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 2 年 9 月 1 日から実施します。 (料金の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>4 経企第 788 号 (令和 2 年 6 月 26 日) の附則第 3 項を次のように改めます。 3 削除</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

附 則 (令和 2 年 8 月 20 日経企第 1261 号)

(実施期日)

1 この附則は、令和 2 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 190 号 (平成 24 年 5 月 15 日) の附則第 3 項及び第 4 項を次のように改めます。

3 削除

4 削除

4 経企第 3254 号 (令和 2 年 3 月 26 日) の附則第 3 項第 29 号を次のように改めます。

(1) アを次のように改めます。

ア 情報提供サービスに係る情報料は次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	料金額 (月額)
	次の税抜額 (かつこ内は税込額)
i チャンネル	150 円 ( 165 円)
画像情報提供サービス	—
地図情報等提供サービス	—

(2) イを次のように改めます。

イ 当社は、アに規定する情報提供サービスに係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりその情報提供サービスを提供します。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

種 別	事 業 者 名
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、中部ケーブルネットワーク株式会社、ひまわりネットワーク株式会社又はシーシーエヌ株式会社
6～31 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種別

(契約の種別)

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

[ 現 行 ]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

種 別	事 業 者 名
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク又は株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社
6～31 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種別

(契約の種別)

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

第3-23種契約	株式会社エコーシティー・駒ヶ岳
第3-24種契約	中部ケーブルネットワーク株式会社
第3-25種契約	ひまわりネットワーク株式会社
第3-26種契約	シーシーエヌ株式会社

第2節～第3節（略）

第4章～第15章（略）

料金表（略）

別表1～別表3（略）

附 則（令和2年8月20日経企第1261号）

（実施期日）

- この附則は、令和2年9月1日から実施します。  
（工事費無料特典の適用）
- 当社はこの改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間において I P 通信網契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及びサービス転用若しくは事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合を除きます。）した場合であつて、契約者回線の提供開始日がその I P 通信網契約の締結があつた日を含む暦月の翌暦月から起算して6暦月の間であるときは、工事費無料特典（契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機工事費及び回線終端装置工事費の支払いを要しない取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。  
（注）第2項に規定する当社が別に定める日は、当社が工事費無料特典の適用を終了する日の7日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

第2節～第3節（略）

第4章～第15章（略）

料金表（略）

別表1～別表3（略）

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																																
<p>(目次) 第 1 章～第 3 章の 2 (略)</p> <p>第 4 章～第 5 章 (略) 第 6 章 通信 第 24 条～第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条～第 26 条の 2 (略) 第 7 章～第 11 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>7 無線 I P 契約</td> <td>当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P を除きます。) の提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>8～10 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>11 契約者</td> <td>一般契約者 又は 国際無線 I P 契約者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1～6 (略)	(略)	7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P を除きます。) の提供を受けるための契約	8～10 (略)	(略)							11 契約者	一般契約者 又は 国際無線 I P 契約者	<p>(目次) 第 1 章～第 3 章の 2 (略) <u>第 3 章の 3 無線 I P プリペイド契約</u> 第 17 条の 4 契約の単位 第 17 条の 5 無線 I P プリペイド契約申込の方法 第 17 条の 6 無線 I P プリペイド契約申込の承諾 第 17 条の 7 当社が行う無線 I P プリペイド契約の解除 第 17 条の 8 その他の提供条件</p> <p>第 4 章～第 5 章 (略) 第 6 章 通信 第 24 条～第 25 条 (略) 第 25 条の 2 無線 I P プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間 第 26 条～第 26 条の 2 (略)</p> <p>第 7 章～第 11 章 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>7 無線 I P 契約</td> <td>当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P 及び無線 I P プリペイドを除きます。) の提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>8～10 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>11 無線 I P プリペイド</td> <td>無線 I P 通信網サービスであって、当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>12 無線 I P プリペイド契約</td> <td>当社から無線 I P プリペイドの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>13 無線 I P プリペイド契約者</td> <td>当社と無線 I P プリペイド契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>14 契約者</td> <td>一般契約者、国際無線 I P 契約者 又は無線 I P プリペイド契約者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1～6 (略)	(略)	7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P 及び無線 I P プリペイドを除きます。) の提供を受けるための契約	8～10 (略)	(略)	11 無線 I P プリペイド	無線 I P 通信網サービスであって、当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの	12 無線 I P プリペイド契約	当社から無線 I P プリペイドの提供を受けるための契約	13 無線 I P プリペイド契約者	当社と無線 I P プリペイド契約を締結している者	14 契約者	一般契約者、国際無線 I P 契約者 又は無線 I P プリペイド契約者
用 語	用 語 の 意 味																																
1～6 (略)	(略)																																
7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P を除きます。) の提供を受けるための契約																																
8～10 (略)	(略)																																
11 契約者	一般契約者 又は 国際無線 I P 契約者																																
用 語	用 語 の 意 味																																
1～6 (略)	(略)																																
7 無線 I P 契約	当社から無線 I P 通信網サービス (国際無線 I P 及び無線 I P プリペイドを除きます。) の提供を受けるための契約																																
8～10 (略)	(略)																																
11 無線 I P プリペイド	無線 I P 通信網サービスであって、当社が前払いされた料金額に応じた期間において無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの																																
12 無線 I P プリペイド契約	当社から無線 I P プリペイドの提供を受けるための契約																																
13 無線 I P プリペイド契約者	当社と無線 I P プリペイド契約を締結している者																																
14 契約者	一般契約者、国際無線 I P 契約者 又は無線 I P プリペイド契約者																																

12～21 (略)

(略)

第2章～第3章の2 (略)

15～24 (略)

(略)

第2章～第3章の2 (略)

第3章の3 無線 I P プリペイド契約

(契約の単位)

第17条の4 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の無線 I P プリペイド契約を締結します。この場合、無線 I P プリペイド契約者は、1の無線 I P プリペイド契約につき1人に限ります。

(無線 I P プリペイド契約申込の方法)

第17条の5 無線 I P プリペイド契約の申込みをするときは、当社が別に定める方法により、契約事務を行う無線 I P 通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 無線 I P プリペイド契約の申込みをするときは、無線 I P プリペイドの契約者回線との間の通信（当社が別に定めるものを除きます。）が可能である期間（以下「利用可能期間」といいます。）をあらかじめ選択していただきます。この場合において、利用可能期間は次表のとおりとなります。

1の契約ごとに

区 分	利 用 可 能 期 間
1日プラン	24時間
1週間プラン	168時間
3週間プラン	504時間

3 無線 I P プリペイド契約者は、無線 I P プリペイドの利用可能期間が終了したときは、利用可能期間の更新を請求することができません。

(無線 I P プリペイド契約申込の承諾)

第17条の6 当社は、無線 I P プリペイド契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 無線 I P プリペイド契約の申込みをした者が無線 I P プリペイドの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 無線 I P プリペイド契約の申込みをした者が、第23条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当し、無線 I P プリペイドの利用を停止されている、又は無線 I P プリペイド契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(当社が行う無線 I P プリペイド契約の解除)

第17条の7 当社は、無線 I P プリペイドの利用可能期間が終了した場合は、その契約を解除します。

2 当社は、無線 I P プリペイド契約者が、無線 I P プリペイド契約の申込の承諾を受けた日から起算して150日までの間に利用開始認証（当社が別に定める方法により無線 I P プリペイドを利用した通信の新たな利用を開始する際に行う認証をいいます。以下同じとします。）を行わなかったときは、その契約を解除します。

3 前項の規定にかかわらず、無線 I P プリペイド契約者が、当社が別に定める方法により、当社と提携して無線 I P プリペイドを提供す

<p>第4章～第5章（略）</p> <p>第6章 通信</p> <p>第24条～第25条（略）</p> <p>第26条～第26条の2（略）</p> <p>第7章 料金等</p> <p>第27条（略）</p> <p>（定額利用料の支払義務）</p> <p>第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1 か月間とします。）について、料金表第 1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、タイプ A（料金表第 1 表第 1（定額利用料）の 1 に規定するものをいいます。）に係る無線 I P 契約を新たに締結したとき、又はタイプ B に係る無線 I P 契約締結の際に指定する 1 の X i 等が、最初の指定であると当社が確認したときは、その無線 I P 契約について、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月の定額通信料の支払いを要しません。ただし、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月に、その無線 I P 契約の解除があったときはこの限りではありません。</p> <p>3 第 1 項の期間において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。</p> <p>(2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。</p>	<p>る事業者（以下「プリペイド提携事業者」といいます。）を経由して料金の支払い等を行う場合であって、当社がプリペイド提携事業者に契約者識別番号を通知した日から起算して 150 日までの間に利用開始認証を行わなかったときは、その契約を解除します。</p> <p>4 当社は、第 23 条（利用停止）第 1 項の規定により無線 I P プリペイドの利用を停止された無線 I P プリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その無線 I P プリペイド契約を解除することがあります。</p> <p>5 当社は、無線 I P プリペイド契約者が第 23 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、無線 I P プリペイドの利用停止をしないでその無線 I P プリペイド契約を解除することがあります。</p> <p>6 当社は、前 2 項の規定により、その無線 I P プリペイド契約を解除しようとするときは、あらかじめ無線 I P プリペイド契約者にそのことを通知します。</p> <p>（その他の提供条件）</p> <p>第 17 条の 8 契約者識別番号の取扱いについては、無線 I P 契約の場合に準ずるものとします。</p> <p>第4章～第5章（略）</p> <p>第6章 通信</p> <p>第24条～第25条（略）</p> <p>（無線 I P プリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）</p> <p>第25条の2 利用可能期間は、無線 I P プリペイド契約者が、利用開始認証（第 17 条の 7（当社が行う無線 I P プリペイド契約の解除）に規定するものをいいます。）を完了した時刻から起算します。</p> <p>第26条～第26条の2（略）</p> <p>第7章 料金等</p> <p>第27条（略）</p> <p>（定額利用料の支払義務）</p> <p>第 28 条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1 か月間とします。）について、料金表第 1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。</p> <p>2 無線 I P プリペイド契約者は、無線 I P プリペイド契約の申込みの承諾を受けたときは、料金表第 1（定額利用料）に規定する定額利用料の支払いを要します。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、タイプ A（料金表第 1 表第 1（定額利用料）の 1 に規定するものをいいます。）に係る無線 I P 契約を新たに締結したとき、又はタイプ B に係る無線 I P 契約締結の際に指定する 1 の X i 等が、最初の指定であると当社が確認したときは、その無線 I P 契約について、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月の定額通信料の支払いを要しません。ただし、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月に、その無線 I P 契約の解除があったときはこの限りではありません。</p> <p>4 第 1 項の期間 又は利用可能期間（第 17 条の 5（無線 I P プリペイド契約申込の方法）に規定するものをいいます。）において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。</p> <p>(1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者 又は無線 I P プリペイド契約者 は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。</p> <p>(2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者 又は無線 I P プリペイド契約者 は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。</p>
---	---

区 別	支払いを要しない料金
(略)	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約に係る無線 I P についての料金

4 (略)

第 29 条～第 33 条 (略)

(延滞利息)

第 34 条 契約者は、料金その他の債務（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 35 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第 35 条～第 36 条 (略)

第 8 章～第 9 章 (略)

第 10 章 雑則

第 43 条～第 53 条 (略)

(無線 I P 通信網サービスの廃止)

第 53 条の 2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P 通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

2 当社は、前項の規定により無線 I P 通信網サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第 22 条の 2 の 10 の規定に基づき、廃止の期日等を契約者へ通知します。

3 (略)

第 11 章 その他のサービス

第 54 条 (略)

(支払証明書等の発行)

第 55 条 当社は、契約者等（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した無線 I P 通信網サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

区 別	支払いを要しない料金
(略)	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線 I P 契約 <u>又は無線 I P プリペイド契約</u> に係る無線 I P についての料金

5 (略)

第 29 条～第 33 条 (略)

(延滞利息)

第 34 条 契約者（無線 I P プリペイド契約者を除きます。）は、料金その他の債務（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 35 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 (略)

第 35 条～第 36 条 (略)

第 8 章～第 9 章 (略)

第 10 章 雑則

第 43 条～第 53 条 (略)

(無線 I P 通信網サービスの廃止)

第 53 条の 2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I P 通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

2 当社は、前項の規定により無線 I P 通信網サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第 22 条の 2 の 10 の規定に基づき、廃止の期日等を契約者（無線 I P プリペイド契約者を除きます。）へ通知します。

3 (略)

第 11 章 その他のサービス

第 54 条 (略)

(支払証明書等の発行)

第 55 条 当社は、契約者等（無線 I P プリペイド契約者及び第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した無線 I P 通信網サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 通信網サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、契約者（無線 I P プリペイド契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その無線 I P 契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。



3 (略)  
(注) (略)

第 56 条 (略)

#### 料金表

##### 通則

(料金の計算方法等)

- 1 (略)
  - 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料又は通信料は暦月に従って計算します。
  - 3～8 (略)
  - 9 契約者は、料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する無線 I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10～14 (略)  
(注 1)～(注 2) (略)

##### 第 1 定額利用料

###### 1 適用

定 額 利 用 料 の 適 用	
(1) 無線 I P の種類	無線 I P の適用の区分には、 <u>タイプ A</u> 及び <u>タイプ B</u> があります。

###### 2 料金額 (略)

す。)を発行します。

3 (略)  
(注) (略)

第 56 条 (略)

#### 料金表

##### 通則

(料金の計算方法等)

- 1 (略)
  - 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、定額利用料 （無線 I P プリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。） 又は通信料は暦月に従って計算します。
  - 3～8 (略)
  - 9 契約者は、料金 （無線 I P プリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。） について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金（第 35 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する無線 I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10～14 (略)  
(注 1)～(注 2) (略)

##### 第 1 定額利用料

###### 1 適用

定 額 利 用 料 の 適 用	
(1) 無線 I P の種類	無線 I P の適用の区分には、 <u>タイプ A</u> 、 <u>タイプ B</u> 及び <u>無線 I P プリペイド</u> があります。
(2) 無線 I P プリペイドにおける定額利用料の適用	無線 I P プリペイドの通信に関する料金については、第 17 条の 5（ <u>無線 I P プリペイド契約申込みの方法</u> ）の規定により選択した利用可能期間に応じて、 <u>2（料金額）</u> に規定する額を適用します。

###### 2 料金額

2-1 2-2 以外 (略)

2-2 無線 I P プリペイドに係るもの

1 の利用可能期間ごとに

区 分			料金額 (月額)
			<u>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</u>
無線 I P	無線 I P プリペイド	<u>1 時間プラン</u>	税抜額 360 円 (税込額 396 円)
		<u>1 週間プラン</u>	税抜額 900 円 (税込額 990 円)

第2～第8 (略)

別表1～別表5 (略)

附 則 (令和2年8月20日経企第1261号)

(実施期日)

1 この附則は、令和2年9月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった無線I P通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(無線I Pプリペイドの提供に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている無線I Pプリペイドの提供条件は次に定めるとおりとします。

(1) 無線I Pプリペイドの契約者回線との間の通信が可能である期間 (以下「利用可能期間」といいます。) は次表のとおりとなります。

1の契約ごとに

区 分	利 用 可 能 期 間
1日プラン	24時間
1週間プラン	168時間
3週間プラン	504時間

(2) 無線I Pプリペイドの定額利用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している利用可能期間に応じて次表に定める額を適用します。

1の利用可能期間ごとに

区分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かつこ内は税込額)
1時間プラン	税抜額 360円 (税込額 396円)
1週間プラン	税抜額 900円 (税込額 990円)
3週間プラン	税抜額 1,300円 (税込額 1,430円)

3週間プラン

税抜額 1,300円 (税込額 1,430円)

第2～第8 (略)

別表1～別表5 (略)

- (3) 当社は、無線 I P プリペイド契約者が、無線 I P プリペイド契約の申込の承諾を受けた日又は、無線 I P プリペイド契約者が、当社と提携して無線 I P プリペイドを提供する事業者（「プリペイド提携事業者」といいます。）を經由して料金の支払い等を行う場合であって、当社がプリペイド提携事業者に契約者識別番号を通知した日に契約者識別番号を通知した日から起算して 150 日までの間に利用開始認証（当社が別に定める方法により無線 I P プリペイドを利用した通信の新たな利用を開始する際に行う認証をいいます。）を行わなかったときは、その契約を解除します。
- (4) (1)から(3)以外の無線 I P プリペイドに係る提供条件については、なお従前のとおりとします。
- (5) その他の提供条件については、当社の提供条件書に定めるところによります。